

特別管理産業廃棄物（感染性産業廃棄物）

収集運搬及び処理業務委託に係る仕様書

1 案件名

特別管理産業廃棄物（感染性産業廃棄物）収集運搬及び処理業務委託

2 収集場所

一般財団法人新潟県地域医療推進機構
魚沼基幹病院（新潟県南魚沼市浦佐 4132 番地）

3 契約期間

令和 4 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで

4 業務内容

受託者は魚沼基幹病院（以下「病院」という。）から排出される特別管理産業廃棄物（感染性産業廃棄物）（以下、「廃棄物」という。）について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年 12 月 25 日法律第 137 号）及びその他関係法令に従い、病院関係者立会いのもと病院廃棄物保管庫から収集し、中間処理施設まで積替・保管及び区間委託することなく運搬し、適正に処理するものとする。

なお、業務範囲については最終処理完了までにかかる関係業務のすべてとする。

5 廃棄物の種類及び内容

(1) 荷姿

ア プラスチック容器詰 20 リットル及び 50 リットル

イ ダンボール容器詰 60 リットル（廃棄物はビニール袋入）

(2) 種類及び内容

種 類	内 容	見込排出量 (平成 31 年度計)	収集頻度
プラスチック容器詰 (20 リットル及び 50 リットル) (ハザードマーク「黄色」)	アンプル、トロッカー内筒、 ガイドワイヤー、注射針、メ ス刃、壊れたガラス類など	21,615 リットル	土曜、日曜、 祝日を除く 毎日
プラスチック容器詰 (20 リットル) (ハザードマーク「赤色」)	スピッツなど	2,288 リットル	土曜、日曜、 祝日を除く 毎日
ダンボール容器詰 (60 リットル) (ハザードマーク「橙色」)	血液等付着したガーゼ類、 透析回路、ドレーン、紙おむ つ（感染性）など	1,001,880 リットル	土曜、日曜、 祝日を除く 毎日

※排出量はあくまで見込みであり、その内容を保証するものではない点に留意すること。

※ゴールデンウィークや年末年始などの長期休暇において、病院より事前に依頼があった場合は、双方協議のうえ、収集運搬及び処理を行うものとする。

※容器の大きさは、概ね次のとおり。

- ・プラスチック容器 20 リットル…幅 327×奥行 315×高さ 299mm 程度
- ・プラスチック容器 50 リットル…幅 435×奥行 309×高さ 554mm 程度
- ・ダンボール容器 60 リットル…幅 400×奥行 330×高さ 470mm 程度

6 収集時間

別途協議するものとする。

7 廃棄物の保管場所

病院廃棄物保管庫とする。

8 廃棄物の収集運搬

収集運搬にあたり、車両が空車の状態から廃棄物を積み込むこととし、積み込み後は他施設に寄ることなく速やかに中間処理施設へ搬入することとする。

9 廃棄物の中間処理

病院から排出される廃棄物が中間処理施設に搬入された際は、速やかに中間処理を行うこととする。

なお、中間処理は新潟県内で行い、処理方法は焼却処理とする。

10 検量証明書等の提出

受託者は、廃棄物収集の都度検量し、検量証明書等を病院に提出すること。

11 業務報告書の作成

受託者は、毎月、業務実績報告書を作成し、病院に提出すること。ただし、電子マニフェストシステムの運搬終了報告及び処分終了報告書をもって代えることができる。

12 損害賠償責任

受託者の責めに帰すべき事由による衛生管理の欠陥等により、病院又は第三者に損害を与えたときは、受託者がその責を負うものとする。

13 費用区分

(1) 受託者負担

廃棄物の収集運搬及び処理に必要な経費（最終処分にかかる費用及び産業廃棄物税等を含む）

上記に付随するその他の費用

(2) 病院負担

ア プラスチック容器（20 リットル及び 50 リットル）

- イ ダンボール容器（60 リットル、容器内のビニール袋を含む）
- ウ 廃棄物を院内で保管するための費用

14 業務の再委託

受託者は委託された業務を第三者に再委託してはならない。

15 守秘義務

受託者は、業務上知り得た委託者の情報を第三者に漏らしてはならない。

16 支払

当該月の費用につき、翌月 10 日までに請求書を提出するものとし、支払は翌月末までに行うこととする。

17 その他

- (1) 受託者は取り扱う廃棄物の性質を理解し、業務実施に当たっては、廃棄物の厳重管理に努めなければならない。
- (2) 廃棄物の収集運搬処理に当たっては、電子マニフェストを使用し、その処理状況を報告するものとする。電子マニフェストの運用に関しては、関係法令を遵守しなければならない。
- (3) 受渡確認票の受け渡し等は、病院が別途指定する場所において行うものとする。
- (4) 業務実施に当たっては、あらかじめ病院の承認した車両を使用しなければならない。
- (5) 受託者は、業務実施状況につき常に病院の指導監督を受けるものとする。
- (6) 受託者は、廃棄物の収集運搬作業においては、病院利用者、通行人等に危険を及ぼさないよう注意するとともに、廃棄物が飛散し、又は流出しないよう注意しなければならない。
- (7) 受託者は、病院に出入りし、作業する従業員の着用する被服については、あらかじめ病院の承認を得なければならない。
- (8) 受託者は、病院に出入りする従業員に対し、名札を着用させなければならない。
- (9) 病院敷地内は禁煙とする。